

診療所等の構造設備

- (1) 診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に明確に区画されていること。
 - 例1 平屋の建物で診療所と居宅が併設されている場合
診療所と居宅の出入口がそれぞれ別であり、廊下等を共用することなく明確に区画されていること。
 - 例2 2階以上の建物で診療所と事務所が併設されている場合であって診療所が数階にわたり、かつその最上階に事務所がある場合
診療所と事務所の出入口がそれぞれ別であり、かつ診療所内の専用階段と事務所の専用階段が別に設けられている等明確に区画されていること。
 - 例3 ビル内の場合
ビルの階段、廊下等と診療所が明確に区画され、また、他の施設との区画は、原則として天井まで仕切りがあること。ただし、ビルのフロア等の構造上、どうしてもパーティションによる仕切り等しかできない場合、患者のプライバシー保護等に配慮した構造とすること。
- (2) 医療機関の各施設は、それぞれ相互に有機的関係を持つべきものであることから、原則として構造上の一体性を保つ構造とすること。
 - ・医療施設を開設する場合、患者の使用することのない事務室、あるいは一定の条件を満たす併設デイケア施設を除き、各部門の有機的関連性があること。
 - ・雑居ビル等の2フロア以上を利用して開設される場合は、フロア間の有機的連関性を確保するため、医療機関の専用経路（直通階段又は専用エレベーター等）を確保すること。
- (3) 内部構造は、原則として必要な各室が独立していること。
廊下と診察室の区画が判然としない構造は不適當。
- (4) 各室の用途が明示され、病室については、病室番号及び定床数が記入されていること。
- (5) コンタクトレンズ購入に伴う検眼、装着指導等を目的とする眼科診療所の出入口は、道路又はビル内公共通路に面していること。

診察室について

- (1) 一室で多くの診療科を担当することは好ましくない
- (2) 小児科については、単独の診療室を設けることが望ましい。
- (3) 他の室と明確に区画されていること。診療室が他の室への通路となるような構造は不適當である。
また、診察室と待合室の区画は患者のプライバシー保護等に配慮し、扉が望ましい。
- (4) 診察室と処置室を兼用する場合は、処置室として使用する部分をカーテン等で区画することが望ましい。
- (5) 診察室は、医師一人につき一室が望ましい。
- (6) 給水施設があることが望ましい。
- (7) 診察室等の標準面積

診察室	9.9 m ² 以上
歯科治療室	1セット当たり6.3 m ² 以上。2セット以上は1セットにつき5.4 m ² 以上
歯科技工室	6.6 m ² 以上
手術室	9.9 m ² 以上
分べん室	9.9 m ² 以上
調剤室	6.6 m ² 以上
待合室	3.3 m ² 以上

処置室について

人工透析を行う室は、処置室として取り扱う。医療法上人工透析に係る構造設備、人員等の特別の基準はないが、人工透析治療の特性に鑑み、管理者は、患者数に応じた医師、看護師等の配置、勤務体制及び療養指導体制等について必要な措置を行う必要がある。

歯科治療室について

- (1) 他の室と明確に区画されていること。診療室が他の室への通路となるような構造は不相当である。
- (2) 防塵装置その他必要な設備（防火設備、消火用機械・器具等）を設けること。
- (3) その他、歯科技工所の構造設備基準に準じていること。

手術室及び準備室について

- (1) できるだけ病院の手術室（規則第20条第3号）の規定に適合するような施設とすること。
なるべく準備室を附設し、じんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、滅菌手洗いの設備を附属して有しなければならない。
- (2) 専用の空調設備があることが望ましい。

分べん室及び新生児室について

- (1) 産科（産婦人科）診療を行う診療所についても、入浴施設を設けることが望ましい。

エックス線装置及び診療室について

- (1) エックス線診療室は放射線防護がなされ、かつ、別に操作する場所を設けること。
- (2) エックス線診療室には「管理区域」の標識及び使用中の旨の表示があること。
- (3) 移動式のポータブル装置であっても、診療室などで大半を使用する場合、エックス線診療室が必要である。なお、歯科用ユニット付エックス線装置についても同様である。
- (4) エックス線装置の総ろ過
利用線維の総ろ過は次のような基準となるように附加ろ過板を付すること。
 - ・ 定格管電圧 70 キロボルト以下の口内法撮影用装置
アルミニウム当量 1.5mm 以上
 - ・ 定格管電圧 70 キロボルト以下の乳房撮影用装置
アルミニウム当量 0.5mm 以上又はモリブデン当量 0.03mm 以上
 - ・ 輸血用血液照射装置、治療用装置及び上記に掲げる装置以外の装置
アルミニウム当量 2.5mm 以上（1.5mm は常設であること）